

さぬき市長尾総合公園野球場バックスクリーン裏面広告募集要項

さぬき市では、市有財産の有効活用を図ることを目的として、さぬき市長尾総合公園野球場の施設の一部を広告媒体とする広告掲載事業を実施します。

広告の掲出内容等については、さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成18年さぬき市告示第13号。以下「基本要綱」という。）に定める広告の基準によるもののほか、次の事項を定めて広告の掲出を希望する方を募集します。

1 施設の概要

長尾総合公園野球場

所 在	さぬき市長尾東長尾東 2450 番地
施 設	両翼：92m、中堅：120m、内野：黒土混合土、外野：天然芝
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時（6 月～9 月は午後 10 時）
休 場 日	（1）毎週月曜日（その日が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日） （2）12 月 29 日～1 月 3 日
利用人数	長尾総合公園 26,393 人（内野球場利用者 7,375 人）

2 募集の内容等

（1）募集

長尾総合公園野球場において、バックスクリーンの裏面に広告を表示する広告主を公募により募集する。

（2）広告を表示する場所・規格

バックスクリーン裏面（縦 8m×横 20m）を上下及び左右にそれぞれ 2 分割して 4 等分した 4 区画のうち 3 区画。

複数区画の申込も可とする。

1 区画あたり（縦 4m×横 10m の約 40 m²）。

（図 1 バックスクリーン裏面広告表示区画図 ①～③ 参照）

（3）広告を表示できる期間

掲出開始日から令和 8 年 3 月 31 日まで。（5 年間）

（4）広告料

広告料は次のとおりとする

バックスクリーン裏面広告表示区画図

区画 ① 年額 200,000 円

区画 ② 年額 180,000 円

区画 ③ 年額 180,000 円

ただし、令和3年度の広告料は無料とする。

(5) 募集条件

① 広告の内容

基本要綱に定める広告事業の対象範囲とし、商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等を表示するものとする。また、次のいずれかに該当する内容の広告は表示できない。

- ・野球場内の美観及び景観を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- ・青少年の健全育成に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
- ・道路交通の安全を阻害する又はそのおそれのあるもの

② 表示方法

広告は、バックスクリーン裏面に直接描くものとする。なお、広告の塗料は、蛍光、発光又は反射効果を有するものを使用しないこと。

③ 留意事項

ア 広告の表示、補修、維持管理等は、広告主が責任をもって行い、これに必要な一切の費用は、広告主の負担とすること。

イ 広告の応募にあたり、予定される広告の内容が確認できる資料（カラー原稿など）を添付すること。

ウ 広告料の支払いは、各年度5月末日を納付期限とする。広告主は期日までに広告料を一括納付しなければならない。また、広告料を分割納付することはできない。

3 応募資格

- (1) 香川県内に事業所を有する事業者で、法人税、消費税及び地方消費税並びに市町村税を完納しているもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。また商法（明治32年法律第48号）により会社の整理を命ぜられていないこと。

4 応募手続

(1) 募集期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月24日（金）まで。

(2) 申込方法

広告の掲出を希望する場合は、次の提出物を用意し、さぬき市教育委員会

生涯学習課へ提出すること。

提出物 : 有料広告掲載申込書 (様式第 1 号)

広告の内容が確認できる資料 (カラー原稿など)

納税証明書等未納税額がないことを証明する書類

事業者等の概要がわかる書類

受付時間 : 土曜日、日曜日、及び祝日を除く午前 8 時 30 分から正午まで
及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

提出場所 : さぬき市寒川町石田東甲 425 番地
さぬき市教育委員会事務局生涯学習課

5 広告主の決定方法

基本要綱及びこの募集要項に基づく条件等に適合しているかどうかを審査した上で決定する。なお、申込みが複数あった場合は、条件等に適合している申込者の中から区画ごとに抽選で事業者を決定する。

6 掲出期間の満了

掲出期間後、引続き広告の表示を希望するときは、再度有料広告掲載申込書 (様式第 1 号) を提出し、許可を受けた場合は引続き掲出できる。

広告の表示を終了する場合は、広告主の責任において原状回復しなければならない。

7 その他

- (1) 広告の掲出に当たっては、基本要綱、関係法令等を遵守すること。
- (2) 掲出期間の満了前に広告主の違反により許可を取り消した場合は、市の指示に従い、広告主の負担で原状回復すること。
- (3) 広告の内容等に関する責任については、広告主が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告主の責任及び負担において解決すること。

8 問合せ先

〒769-2396 さぬき市寒川町石田東甲 425 番地

さぬき市教育委員会事務局生涯学習課 社会体育係

T E L 0879-26-9974

F A X 0879-26-9975

図1 長尾総合公園野球場 バックスクリーン裏面広告表示区画図

